

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する  
法律の施行に伴う関係省令・告示の制定等に関する意見募集について

令和6年12月2日  
国土交通省物流・自動車局  
物流政策課

国土交通省では、別紙のとおり流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令・告示案について検討を進めております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、担当部局において検討し、本件に反映させることも検討させていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

- ・ 貨物自動車運送事業者等の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令案（仮称）（別紙1）
- ・ 貨物自動車関連事業者の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令案（仮称）（別紙2）
- ・ 国土交通省関係流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部を改正する省令案（別紙3）
- ・ 貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する基本的な方針案（仮称）（別紙4）

※関連資料として、改正物流効率化法の概要資料及び改正法の施行に向けた検討を実施した「交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 合同会議」取りまとめを掲載します（意見募集の対象ではありません）。

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、国土交通省物流・自動車局物流政策課において資料を配布します。

3. 意見募集期間

令和6年12月2日（月） ～ 令和7年1月5日（日）（必着）

4. 意見の提出先・提出方法

後掲の意見提出様式にならい、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。FAX・電話による意見の受付はいたしかねますので、御了承願います。

（1）電子メールの場合（テキスト形式で氏名、所属、住所、電話番号、電子メールアドレス、御意見（御意見の対象部分、御意見、御意見の理由）を記載の上）

電子メールアドレス：hqt-shin\_bukkoho\_r6@gxb.mlit.go.jp

国土交通省物流・自動車局物流政策課 意見募集担当 宛

※注意事項※

・ 件名には、必ず「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改

正する法律の施行に伴う関係省令・告示の制定等に対する意見」と明記してください。

- ・文字化け等を防ぐため、半角カナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。
- ・添付ファイルではなく、メール本文に御意見を記載してください。

(2) 郵送の場合（別添の意見提出様式をご使用の上）

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 国土交通省物流・自動車局物流政策課 意見募集担当 宛

※注意事項※

- ・封筒に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令・告示の制定等に対する意見」と明記してください。

5. 留意事項

皆様から頂いた御意見につきましては、担当部局において検討し、本件に反映させることがあります。御意見に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。また、御意見の内容に応じ、国土交通省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

また、頂いた御意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをあらかじめ御承知おき下さい。（匿名を希望する場合は、御意見提出時にその旨お書き添え願います。）

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用させていただきます。

6. お問い合わせ先

国土交通省物流・自動車局物流政策課 意見募集担当

電話番号（直通） 03-5253-8801

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線41832）

国土交通省物流・自動車局物流政策課 意見募集担当 宛

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する  
法律の施行に伴う関係省令・告示の制定等に対する意見

1. 氏名

2. 所属（法人名等）

3. 住所（任意）

4. 電話番号

5. 電子メールアドレス

6. 意見

（意見ごとに必ず下記事項を記載）：

【意見の対象部分】（該当する法令名（別紙の番号でも可）・ページ・行番号など）

【意見】

【意見の理由】（意見の根拠となる出典等があれば添付又は併記）